

## 園芸施設共済被覆物張替促進資材費助成金交付申請のしおり

(目的)

**第1条** 園芸施設共済の共済事故は、被覆期間が長期化した被覆材を施用した特定園芸施設に多く発生しています。一方で被覆資材が高額化する中で、張り替えが進んでいない状況です。このため、加入者の被覆材の購入について経済的負担を軽減することで、被覆物の張り替えを促進し、被害の発生を未然に防止することを目的として助成します。

(交付対象年度)

**第2条** 令和元年度です。

(交付対象及び交付金)

**第3条** この助成金の交付対象となる事項及び交付額は、次の各号であり、交付する額は組合の予算の範囲内となります。ただし、申請の結果により予算額を上回る場合は、交付額の調整を行います。

(1) 対象となる棟は、次の各号の全てを満たすものです。

- ① 3年間継続加入しており、かつ共済金支払対象となっていないこと
- ② 付保割合80%及び小損害不填補3万円を選択して加入していること

(2) 対象となる被覆資材

- ① 被覆期間が3年を超えた一般軟質フィルム
- ② 被覆期間が4年を超えた一般硬質フィルム及び耐久性軟質フィルム

(3) 交付額

当該棟の張替前の園芸施設共済における引受評価の被覆材価額又は購入した被覆材価額（張替日から起算して、1年以内に購入した資材に限る）のいずれか低い額の10%を助成します。ただし、掛金賦課金納入額の50%が限度になります。

(交付申請)

**第4条** この要領に基づき助成金の交付を受けようとする加入者は、次の関係書類を令和2年1月末までに組合長へ提出します。

(1) 申請書類

- ① 園芸施設共済被覆物張替促進資材費助成金交付申請書（様式例第1号）
- ② 納品書又は請求書添付（様式例第2号）
- ③ 張替後の園芸施設の写真（様式例第3号）

(交付額の決定及び交付期日)

**第5条** 前条により交付申請を受けたときは内容を審査し、交付額を決定して、当該年度の3月末までに助成金を交付します。ただし、必要に応じて現地確認のうえ交付額を決定します。

(助成金の返還等)

**第6条** 第4条による交付申請後に不正、虚偽の申請が判明した場合は、交付されません。また、既に交付した助成金については、全額返還となります。